

海老名市監査委員告示第 7 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき、平成19年 1月29日付で提出された海老名市職員措置請求について、同法第242条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を別紙のとおり公表する。

平成19年3月29日

海老名市監査委員 三田 弘道

第1 請求の受付

1 請求人 (略)

2 請求の受理

本件措置請求は、所定の法定要件を具備しているものと認め、平成19年1月29日これを受理した。

3 請求の内容

請求書に記載されている事項、請求人が提出した証拠書類及び請求人の陳述等から、請求の内容を次のように解した。

(要旨)

海老名市情報公開条例に基づき「平成17年度政務調査費収支報告書及びその領収書」の行政文書公開を求め閲覧したところ、下記の通り政務調査費の私的利用及び海老名市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則(以下「施行規則」という。)に違反する支出があり海老名市に損害を与えた。

公明党 海老名市議会議員団 返還額総計 392,430 円

(1) 公明党機関紙「公明新聞」の購読 月/1,835 円 5ヶ月分 合計 9,175 円

公明新聞は自分たちの所属する政党の機関紙であり、所属議員であれば当然自費購読すべきものであり、公費である政務調査費で購読する必要はない。

(2) 支部便り作成費用 383,255 円

「支部便り」というのは、公明党の海老名支部で、海老名市議会とはかかわりがなく、公費である政務調査費でその費用を負担する必要はない。

市政クラブ 返還額総計 673,586 円

事務費としてあげているもので、個人的な支出と見られる写真代、ニューダイアリー、コンパクトシュレッター、議会報告送料にしても支出が不自然な形になっている。また、平成17年4月1日(支払先)カントー 5,670 円、5月31日(支払先) コジマ 2,480 円、8月31日(支払先) コジマ 23,000 円(議会報告書作成のため)、11月27日(支払先)島忠 3,574 円、平成18年1月16日(支払先)オガワ 1,650 円、3月8日(支払先) (株) 河野文具 12,522 円(議会報告会用事務用品)については、具体的な品目が不明である。

次に、事務用品の購入代金を平成17年4月1日に支払うのは不適切である。

また、平成17年4月8日、平成17年5月26日に購入した書籍及び明細地図の記載が平成18年3月31日の年度末に記載しているのは、残金を残さないため、つまり残金があると返金しなければならないので数字合わせをしているに過ぎず、不正なやり方である。

研究研修費としてあげている連合神奈川の年会費、ゼンセン同盟、神奈川県央地

区友愛会の会費は政務調査費としては不適切である。

資料購入費として、朝日新聞の自宅での購読を政務調査費で充てていることは公費の私的流用である。日本教育新聞も政務調査費として認められない。また、書籍を購入しているが書籍名がなく不正である。

広報費の市政報告だよりの平成17年12月、18年3月分の支出は支出先が川崎市内のエネコンとなっているが所在不明で電話も通じない。タウンニュースについても不適切な支出である。

共産党 海老名市議会議員団 返還額総計 61,840円

日刊「しんぶん赤旗」「前衛」「議会と自治体」の購読料(支払先 日本共産党北部地区委員会)は、いずれも共産党機関紙、雑誌等であり、所属議員であれば当然自費購読すべきものであり、政務調査費で購読する必要はない。

市民の党 返還額総計 154,781円

資料購入費として書籍を購入しているが、書籍名が明記されていないことは、不適切な支出であり政務調査費としては認められない。

事務費として理想科学より事務用品購入がなされているが、その明細が不明であり政務調査費としては不適切な支出であり認められない。

改革海老名 返還額総計 103,329円

資料購入費として書籍を購入しているが、書籍名が明記されていないことは、不適切な支出であり政務調査費としては認められない。

事務費として理想科学より事務用品購入がなされているが、その明細が不明であり政務調査費としては不適切な支出であり認められない。

上記により支出した金額を海老名市に返還することを市長に請求する。

第2 監査の実施

1 監査委員の除斥

本件監査において、鈴木 輝男監査委員は、地方自治法(以下「法」という。)第199条の2に規定する監査執行上の除斥に該当するため関与していない。

2 監査対象事項

請求書内容及び請求人の陳述、証拠書類から判断して、各党派に交付された「平成17年度海老名市議会政務調査費」の支出が施行規則に規定する政務調査費使途基準(以下「使途基準」という。)を逸脱し、違法若しくは不当な行為に該当し、市に損害を与えたかどうかを監査の対象とした。

3 監査対象部局

議会事務局

4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成19年2月13日に陳述の機会を設けた。その際、マンションの写真4枚が提出された。

5 請求人の証拠書類

各会派が政務調査費から支出した支出伝票及び領収書の写し

6 関係人等の事情聴取

法第199条第8項の規定に基づき、平成19年3月6日に議会事務局参事兼事務局次長及び庶務担当主査、また、同年3月19日に市政クラブの関係者の出席を求め、監査対象事項について事情聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

関係書類及び関係人に対する調査の結果、次の事実関係を確認した。

(1) 政務調査費の交付年月日について

措置請求書では、第1回目は平成17年4月27日と記載されているが、精査したところ、同年4月28日であることを確認した。第2回目については、改革海老名は同年11月24日に90,000円の戻入手続きが、市政クラブは同年11月30日に90,000円が追加交付されていることを確認した。

(2) 返還額総計について

共産党海老名市議会議員団の返還額総計61,840円と記載されているが、調書を精査したところ、61,250円であることを確認した。

(3) 支出先の所在について

市政クラブの市政報告だよりにかかる支出先が川崎市内のエネコンとなっており、所在不明との主張であるが、現在、横浜市磯子区洋光台4-1-1-508に移転していることを確認した。

(4) 新聞の購読について

市政クラブの資料購入費で朝日新聞の自宅での購読を政務調査費で充てていると主張しているが、関係人の事情聴取をしたところ会派で神奈川新聞を購読していることを確認した。

(5) 事務用品の購入先について

改革海老名にかかる事務用品の購入先を理想科学としているが、調書を精査したところ他の文具店であることを確認した。

2 監査委員の判断

本件措置請求については、次のように決定した。

各会派に交付された「平成17年度海老名市議会政務調査費」からの支出は、「使途基準を逸脱し、違法若しくは不当な行為に該当するものであり、市に損害を与えた」という事実はなく、本請求には理由がないものと判断する。

政務調査費の支出について判断に至った理由は、以下のとおりである。

「理 由」

政務調査費については、法第100条第13項で「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる」とし、「交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない」とし、同条第14項で「交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする」と定めている。

これを受けて、本市は平成13年3月に海老名市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）を制定し、同年4月から施行されているところである。

政務調査費は地方議会議員の調査研究活動基盤の充実を図り、もって議会を活性化し審議能力を強化するために設けられたものである。この立法趣旨に照らすと、議会における会派の市政に関する調査研究とは、その範囲が特定の具体的政治課題に限定されるものでなく、また、直ちに個々の具体的調査活動の成果をあげることが求められる性質のものでもなく、広範な分野での研究、研修、調査、視察及び資料購入などにより議員の見識を高め、その結果、会派並びに議員活動の活性化を図り、もって市政に反映されることが期待されているものと解される。

市は、条例第5条で、「市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない」としたうえで、使途基準では、研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、事務費、その他の経費を項目として定めている。概括的に規定されているのは、本来の目的に沿って、どのような方法で調査研究するかについて、会派あるいはそれに所属する議員の自主的な判断を尊重しているもので、調査研究に資するため必要な経費とは、直接用いられる費用に限られるものではなく、会派・議員の調査研究に有益な費用も含まれると判断する。

請求人が主張するように本件各会派が購入した事務用品等が私的に利用されているというのであれば、そのような事実は請求人において立証する必要があると解される。

（参考）海老名市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則 別表（第6条関係）

政務調査費使途基準

項 目	内 容
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費（会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等）

調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、旅費、宿泊費等)
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料等)
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動、議会活動について住民に報告するために要する経費 (広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等)
広聴費	会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費 (会場費、印刷費、茶菓子代等)
事務費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務遂行に要する経費 (通信費、消耗品、備品、事務機器購入、リース代等)
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費

次に、請求に係る個々について事実の確認と併せて理由を述べる。

(1) 公明党 海老名市議会議員団の支出について

- ① 公明党の機関紙「公明新聞」については、各議員とも自宅でも購読しているが、会派としても議会活動資料として別途購読している。
本機関紙には政党の政策等の記事のみならず、わが国及び諸外国の様々な政治的、経済的、社会的情勢に関する情報も掲載されており、議員の調査研究資料として購読される面を否定することはできず、これら諸情報を得ることは、海老名市議会の議員としての政治活動全般に必要な広範な知識を得るための調査研究活動であり、使途基準を逸脱しているとはいえない。
- ② 「支部だより」については、同会派及び所属議員の議会活動等の状況を市民に報告するものであり、市政に関する調査活動費といえるから、この費用は使途基準中の「広報費」に当たるものと認められる。
よって、その支出が使途基準に反するとはいえない。

(2) 市政クラブの支出について

- ① ニューダイアリー、コンパクトシュレッダーは会派の控室に置かれており、写真代とともに会派で議会活動の資料・報告書などを作成・整理するために使用するものであり、個人的な支出であると推察できるということについては、何ら証拠もなく、使途基準を逸脱しているとはいえない。
次に、事務用品の購入代金を平成 17 年 4 月 1 日に支払うのは不適切であるとの主張であるが、購入代金ではなく同年 4 月分のパソコン使用料であり、市議会だよりや議会質問書の作成にかかわるものであることから、使途基準を逸脱しているとはいえない。

② 議会報告送料は、所属議員の議会活動等の状況や市民からの市政に対する要望を把握し、それらに関する調査研究活動を行い、その結果を市民に知らせる市政報告だよりの送料であり、使途基準を逸脱しているとはいえない。

③ 書籍・事務用品等は、いずれも使途基準という会派が行う調査研究活動のために必要な図書及び事務費に当たるといべきである。

調査研究のため、どのような図書、事務用品を必要とするのかの判断については、会派及び個々の議員の自主的判断に委ねられているものであり、市政にかかわる諸課題の調査を踏まえた議会活動に無関係な支出とはいえず、使途基準を逸脱しているとはいえない。

また、請求人が主張するように本件会派が購入した事務用品等が私的に利用されているというのであれば、そのような事実は請求人において立証する必要があると解される。

特に図書については書籍名がなく不正としているが、確認し得る限りでは、福祉、産業関係書籍等であり、調査研究に有益な費用ということができ、関係人の事情聴取においても目的外の図書を購入したと疑う証拠はない。

なお、年度当初に購入した経費を年度末に処理することは、施行規則に反した処理とはいえない。

④ 研究研修費としてあげている連合神奈川議員団会議の年会費、UIゼンセン同盟の全国議員団会議、UIゼンセン同盟神奈川の運営評議会、神奈川県中央地区友愛会の代表者会議への参加費は、いずれも連合の加盟・関係団体の一連の会議に会派所属議員が出席・参加することに伴う支出である。

これらは組織構成員としての活動という面も見られるが、市議会議員という立場での研究研修活動の一つにもなっている。議員団会議等では、所属議員が議会報告を行うとともに、こうした会議を通して国政や地方行政への政策提言や施策要望がまとめられ、これによって市民や勤労者の声が意見書の提出や予算要望、議会質問等によって市政に反映させるなど、会派の議会活動としては容認されるものと思料される。

使途基準では「研究研修費」を「会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費」としており、会派の所属議員の参加を許容しているものであり、使途基準を逸脱しているとはいえない。

⑤ 資料購入費で日刊紙である神奈川新聞を購読し、そこに記載されている情報を得ることは、市議会の議員として政治活動全般に必要な広範な知識を得るための調査研究活動であるともいえる。本件購読費は、会派として必要な広範な知識を得るための図書、資料等の購入に要する経費であり、使途基準を逸脱しているとはいえない。

また、日本教育新聞の購読についても、市政と関連する教育改革等の記事が掲載されているなど、議員として調査研究活動に資するために有益な費用といえるから、使途基準を逸脱しているとはいえない。

- ⑥ 広報費の市政報告だより印刷及びタウンニュースへの掲載は、会派及び所属議員としての議会活動等の状況や市民からの市政に対する要望を把握し、それらに関する調査研究活動を行い、その結果を市民に知らせるものであり、使途基準の「広報費」に該当する経費であり、議員として調査研究活動に資するために有益な費用といえることから、使途基準を逸脱しているとはいえない。

(3) 共産党 海老名市議会議員団の支出について

「しんぶん赤旗」については、各議員とも自宅でも購読しているが、会派としても議会活動資料として別途購読している。

「しんぶん赤旗」「前衛」「議会と自治体」「臨時増刊」については政党の政策等の記事のみならず、わが国及び諸外国の様々な政治的、経済的、社会的情勢に関する情報はじめ自治体にかかわる政策論評等も掲載されており、議員の調査研究資料として購読される面を否定することはできず、これら諸情報を得ることは、海老名市議会の議員としての政治活動全般に必要な広範な知識を得るための調査研究活動であり、使途基準を逸脱しているとはいえない。

(4) 市民の党の支出について

書籍・事務用品は、いずれも使途基準という調査研究活動のために必要な図書及び消耗品に当たるといふべきである。

書籍については、地方自治、福祉関係書籍等であり、調査研究に有益な費用といえることができ、目的外の図書を購入したと疑う証拠はない。

事務用品は、議会報告レポートの印刷に必要な用紙及びインク代である。

当議会報告レポートは市政にかかわる市民要望や市政の諸課題の調査を踏まえた政策提案等も含まれており調査研究活動に無関係な支出とはいえず、使途基準の「広報費、事務費」に該当する経費であり、議員として調査研究活動に資するために有益な費用といえることから、使途基準を逸脱しているとはいえない。

(5) 改革海老名の支出について

資料購入費としての書籍は、確認し得る限りでは、地方自治、障害福祉関係書籍等であり、調査研究活動に資するために有益な費用といえることができ、目的外の図書を購入したと疑う証拠はない。また、事務費としての事務用品は、パソコン・プリンターを活用して、議会報告書の作成、一般質問等の資料作成に供するものである。いずれも使途基準の「資料購入費、事務費」に該当する経費であり、議員として調査研究活動に資するために有益な費用といえることから、使途基準を逸脱しているとはいえない。

政務調査費の返還を求めることができるのは、いかなる観点からしても市政の調査研究に資するものでないことが客観的に明白である場合に限られると解すべきである。

一連の監査を通して、各会派がその交付された政務調査費を本来の目的に使用していないことを推認させる一般的、外形的事実が立証されたとはいえない。

以上により、「違法若しくは不当な公金の支出により市に損害を与えた。」という事実はなく、本件監査請求は理由のないものと認め、決定する。